総務財政委員会 令和2年11月26日 総務部 資料 3番 所管 総務課

大田区特別職の期末手当の改定について

1 期末手当の支給月数及び金額

施行予定年月日:令和2年11月30日

	基本給料 (報酬月額)	現行支給月数	改定後支給月数	増減支給月数	条例
区長	1, 154, 800円	3.83月	3. 79月	△0.04月	A
副区長	926, 800円				A
教育長	829, 200円				В
常勤監査委員	625, 200円				С
議長	928, 800円	4.06月	4.02月	△0.04月	E
副議長	783, 500円				E
委員長	658,000円				E
副委員長	631, 200円				E
議員	612, 300円				Е

(単位:円)

※区長、副区長、教育長、常勤監査委員の期末手当の年額は、

{基本給料+地域手当+(基本給料+地域手当) *20%+基本給料*25%}*支給月数で算出(端数切り捨て)。

※議長、副議長、委員長、副委員長、議員の期末手当の年額は、報酬月額*145%*支給月数で算出(端数切り捨て)。

条例

- A=大田区長等の給料等に関する条例
- B=大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- C=大田区監査委員の給与等に関する条例
- D=大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- E=大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

※行政委員会委員には期末手当は支給されないため、今回は対象外

○大田区長等の給料等に関する条例

昭和23年10月21日

条例第33号

令和元年11月29日第39号

第1条から第4条まで(略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12 月に支給する場合においては100分の203 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額 とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1及び2(略)

旧

○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号

令和元年11月29日第39号

第1条から第4条まで(略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 動手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額に、 なに掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12 月に支給する場合においては100分の207 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額 とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1及び2(略)

○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日

条例第33号

令和元年11月29日第39号

第1条から第4条まで(略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 動手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の154、12 月に支給する場合においては100分の205 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額 とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1及び2(略)

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、 第2条の規定は令和3年4月1日から施行 する。 旧

○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号 令和元年11月29日第39号

第1条から第4条まで(略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 動手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額に、 なに掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12 月に支給する場合においては100分の203 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額 とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1及び2(略)

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条から第4条まで(略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12 月に支給する場合においては100分の203 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
- 2及び3 (略)

ΙH

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条から第4条まで(略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12 月に支給する場合においては100分の207 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額 とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
- 2及び3 (略)

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条から第4条まで(略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の154、12 月に支給する場合においては100分の205 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
- 2及び3 (略)

<u>付</u>則

この条例中第1条の規定は公布の日から、 第2条の規定は令和3年4月1日から施行 する。 ĺΗ

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条から第4条まで(略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に 支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12 月に支給する場合においては100分の203 を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける 職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
- 2及び3 (略)

新 ○大田区監査委員の給与等に関する条

平成 4 年12月 4 日 条例第71号

第1条から第3条まで(略) (その他の給与)

第 4 条

1及び2(略)

例

- 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12月に支給する場合においては100分の203を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

4から6まで(略)

第5条 (略)

旧

○大田区監査委員の給与等に関する条例

平成 4 年12月 4 日 条例第71号

第1条から第3条まで(略)

(その他の給与)

第4条

1及び2(略)

- 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12月に支給する場合においては100分の207を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

4から6まで(略)

第5条 (略)

○大田区監査委員の給与等に関する条例

平成 4 年12月 4 日 条例第71号

第1条から第3条まで(略) (その他の給与)

第4条

1及び2(略)

- 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の154、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

4から6まで(略)

第5条 (略)

付 則

<u>この条例中第1条の規定は公布の日から、</u> 第2条の規定は令和3年4月1日から施行 する。 ΙH

○大田区監査委員の給与等に関する条例

平成 4 年12月 4 日 条例第71号

第1条から第3条まで(略)

(その他の給与)

第4条

1及び2(略)

- 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の156、12月に支給する場合においては100分の203を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

4から6まで(略)

第5条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (第1条による改正)

新旧対照表

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例

新

昭和31年9月28日 条例第10号

第1条から第4条まで (期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在(同項後段に規定する者にあつては、 任期満了等によりその職を離れた日現在) において同項に規定する者に支給すべき 第2条に定める議員報酬月額とその議員 報酬月額に100分の45を乗じて得た額との 合算額に、3月に支給する場合においては 100分の40、6月に支給する場合において は100分の159.5、12月に支給する場合にお いては100分の202.5を乗じて得た額に、基 準日以前3か月以内(基準日が12月1日で あるときは、6か月以内)の期間における その者の在職期間(議員が任期満了等によ りその職を離れ、その月又は翌月に再び議 員に就職した場合には、引き続き在職した ものとみなす。) の区分に応じて、次の表 に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月	基準日が12月	
1 日又は6月	1日である場	
1 日である場	合	
合		
3 か月	6 か月	100分の100
1 か月15日以	3か月以上6	100分の60
上3か月未満	か月未満	
1 か月15日未	3か月未満	100分の30
満		

3 (略)

第6条 (略)

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

ΙĦ

昭和31年9月28日 条例第10号

第1条から第4条まで (期末手当)

第 5 条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在(同項後段に規定する者にあつては、 任期満了等によりその職を離れた日現在) において同項に規定する者に支給すべき 第2条に定める議員報酬月額とその議員 報酬月額に100分の45を乗じて得た額との 合算額に、3月に支給する場合においては 100分の40、6月に支給する場合において は100分の159.5、12月に支給する場合にお いては100分の206.5を乗じて得た額に、基 準日以前3か月以内(基準日が12月1日で あるときは、6か月以内)の期間における その者の在職期間(議員が任期満了等によ りその職を離れ、その月又は翌月に再び議 員に就職した場合には、引き続き在職した ものとみなす。)の区分に応じて、次の表 に定める割合を乗じて得た額とする。

在職	割合	
基準日が3月	基準日が12月	
1 日又は6月	1日である場	
1 日である場	合	
合		
3 か月	6 か月	100分の100
1 か月15日以	3か月以上6	100分の60
上3か月未満	か月未満	
1 か月15日未	3か月未満	100分の30
満		

3 (略)

第6条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (第2条による改正)

新旧対照表

新

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

昭和31年9月28日

条例第10号

第1条から第4条まで (期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在(同項後段に規定する者にあつては、 任期満了等によりその職を離れた日現在) において同項に規定する者に支給すべき 第2条に定める議員報酬月額とその議員 報酬月額に100分の45を乗じて得た額との 合算額に、3月に支給する場合においては 100分の40、6月に支給する場合において は100分の157.5、12月に支給する場合にお いては100分の204.5を乗じて得た額に、基 準日以前3か月以内(基準日が12月1日で あるときは、6か月以内)の期間における その者の在職期間(議員が任期満了等によ りその職を離れ、その月又は翌月に再び議 員に就職した場合には、引き続き在職した ものとみなす。) の区分に応じて、次の表 に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月	基準日が12月	
1日又は6月	1日である場	
1 日である場	合	
合		
3 か月	6 か月	100分の100
1 か月15日以	3 か月以上 6	100分の60
上3か月未満	か月未満	
1 か月15日未	3か月未満	100分の30
満		

3 (略)

第6条 (略)

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、 第2条の規定は令和3年4月1日から施行 ĺΗ

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

> 昭和31年9月28日 条例第10号

第1条から第4条まで

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在(同項後段に規定する者にあつては、 任期満了等によりその職を離れた日現在) において同項に規定する者に支給すべき 第2条に定める議員報酬月額とその議員 報酬月額に100分の45を乗じて得た額との 合算額に、3月に支給する場合においては 100分の40、6月に支給する場合において は100分の159.5、12月に支給する場合にお いては100分の202.5を乗じて得た額に、基 準日以前3か月以内(基準日が12月1日で あるときは、6か月以内)の期間における その者の在職期間(議員が任期満了等によ りその職を離れ、その月又は翌月に再び議 員に就職した場合には、引き続き在職した ものとみなす。)の区分に応じて、次の表 に定める割合を乗じて得た額とする。

在職	割合	
基準日が3月	基準日が12月	
1 日又は6月	1日である場	
1 日である場	合	
合		
3 か月	6 か月	100分の100
1 か月15日以	3か月以上6	100分の60
上3か月未満	か月未満	
1 か月15日未	3か月未満	100分の30
満		

3 (略)

第6条 (略)

新	旧
<u>する。</u>	